

京都市消防局訓令乙第2号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局公印規程の一部を次のように改正する。

平成26年6月6日

京都市消防局長 杉本 栄一

第1条中「(以下「局」という。)」を削る。

第2条第1号中「消防局長」の右に「(以下「局長」という。)」を加える。

第5条第5項の次に次の1項を加える。

6 保管者は、公印使用簿（第1号様式）を作成しなければならない。

第6条第3項中「押印し、又は公印使用者に押印させるものとする」を「押印しなければならない」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず、局長がやむを得ないと認めるときは、保管者等は、保管者が指定する場所において保管者等の視認の下に、公印使用者に押印させることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部庶務課)